

国立病院機構盛岡医療センター面会規程

第1条（目的）

この規程は、入院患者と家族等との交流機会を確保し、患者の権利及び療養環境を尊重しつつ、安全な医療の提供を目的として面会に関する事項を定める。

第2条（基本方針）

正当な理由なく患者への面会を制限しない。

第3条（面会者）

面会者は家族、親族、友人その他患者が希望する者とする。

第4条（面会時間）

面会は患者の療養環境及び病棟運営への配慮のため、時間を13時30分から17時30分とし、原則として1日1回、1回60分以内とする（有料個室利用者を除く）。

ただし、患者及び家族の意向、病状説明、退院支援、終末期医療その他病院が必要と認める場合には、個別の状況に応じて柔軟に対応する。

第5条（面会制限）

次の場合には必要最小限の範囲で面会を制限することがある。

- ① 感染症の発生又は流行時
- ② 集中治療等により患者安静が必要な場合
- ③ 患者本人が面会を希望しない場合
- ④ 医療安全上必要な場合
- ⑤ 他の患者の療養環境に支障を及ぼす場合

2 前項により面会制限を行う場合、当院ホームページ及び院内掲示で周知する。

第6条（患者意思の尊重）

患者本人の意思を確認し、面会の可否を決定する。

第7条（面会者の遵守事項）

面会者は、患者の療養環境及び院内の安全を確保するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他体調不良がある場合又は職場、学校などで流行性の感染症（インフルエンザ、新型コロナ等）による休業者、学校閉鎖がある場合は、面会を控えること。
- （2）手指消毒、手洗い、マスク着用、その他病院が求める感染対策に協力すること。

- (3) 他の患者の療養環境及びプライバシーに配慮し、静かに面会すること。
- (4) 病棟又は病室内での飲酒、喫煙、迷惑行為その他病院が不適切と認める行為を行わないこと。
- (5) 面会時間、面会人数、面会場所その他病棟スタッフの指示に従うこと。

2 病院は、面会者が前項に違反した場合、又は患者、他の患者若しくは職員の安全や療養環境に支障を及ぼすおそれがある場合は、面会の中止、面会方法の変更又は退室を求めることができる。

第8条（規程の見直し）

本規程は年1回以上見直しを行う。

附則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。